

特定商取引法に基づく表示

提供事業者	一般社団法人コ・クリエーションジェネレーター
運営責任者	佐々木 一洋
所在地	〒530-0011 大阪府大阪市北区大深町6番38号 グラングリーン大阪 北館 JAM BASE 4階
問合せ先	T E L 06-6131-6958
	F A X 06-6131-7154
	E-mail syn-salon@jam-base.com
お支払方法	クレジットカード決済
	Visa、Mastercard、JCB、American Express、Diners Clubに対応しております。
クーリングオフ	通信販売の方法により会員契約を締結された場合には、会員契約成立の日から起算して8日以内に、当法人宛に書面にてお申し出いただくことにより、会員契約を取り消すことが可能です。

会員契約約款

本約款は、一般社団法人コ・クリエーションジェネレーター（以下「当法人」といいます。）と、別表1記載の建物（以下「本建物」といいます。）の中に位置する当法人が運営する会員制交流サロン「Syn-SALON」（以下「本サロン」といい、本建物内に点在する本サロンの付帯施設を総称し、以下「本施設」といいます。）について、本施設の利用および本施設で提供されるサービスの利用を目的に本施設の会員制度への入会を希望する者との間において締結される会員契約の内容を定めるものです。なお、本約款において、以下の用語はそれぞれ次の意味を有するものとします。

また、本約款は契約者により本施設の利用および本施設で提供されるサービスの利用者として登録された記名登録者の遵守すべき内容も規定しています。

- | | |
|------------|---|
| ① 本約款等 | 本約款のほか、当法人が本施設の利用および本施設で提供されるサービスに関して定める細則等の一切についての総称 |
| ② 各種サービス | 本約款等に規定される本施設の利用および本施設で提供されるサービスの総称 |
| ③ 会員契約 | 本施設の会員制度への入会を希望する者との間で締結される会員契約 |
| ④ 契約者 | 会員契約における契約名義人 |
| ⑤ 記名登録者 | 各種サービスを利用する者として記名登録された者 |
| ⑥ 法人グループ代表 | 契約者が、会員契約一契約につき複数名の記名登録者を記名 |

登録する際の、代表となる記名登録者。法人情報や会費支払方法の変更について、当法人へ届け出を行う権利を有する。
また、記名登録者の変更が発生した際には、当法人へ届け出を行う義務を負う。

第1条（本施設の目的）

本施設は、さまざまな人や企業、研究機関がまざりあって新しい価値やイノベーションを生み出し、社会課題解決やよりよい未来に繋げることを目指す場として、サービスの提供を行うことを目的とします。

第2条（個人契約者と法人契約者）

1. 本施設は会員制の施設です。契約者は、記名登録者を利用者として第7条記載の契約プランに応じて各種サービスを利用させることができるものとします。
2. 会員契約を自然人（個人）名義で締結する契約者（以下「個人契約者」といいます。）は、当法人所定の方法により契約者自身を記名登録者として記名登録するものとし、当該個人以外の者を記名登録することはできません。
3. 会員契約を法人名義で締結する契約者（以下「法人契約者」といいます。）は、一つの会員契約に基づく会員の権利・義務（以下、一つの会員契約に基づく権利義務関係を「一契約」といいます。）につき1名ないしは複数人（法人に属する役職員であるものとします。ただし、別途当法人が認めた場合においてはこの限りではありません。）を、事前に当法人の承認を得たうえで、当法人所定の方法により記名登録することができるものとします。

第3条（契約者および記名登録者の資格）

1. 次に該当する者は、契約者として会員契約を締結するほか、記名登録者として記名登録を受けることができません。
 - ① 氏名、生年月日、住所、名称、所在地等が記載された本人確認書類が提示できない者
 - ② 年齢満18歳未満の個人。ただし、当法人が別途承諾した者、または親権者全員の同意のある者についてはこの限りではないものとします。
 - ③ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条2号に定義する暴力団（以下「暴力団」といいます。）、同法第2条6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」といいます。）、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」といいます。）、および以下の者
 - ア 暴力団員等が経営を支配していると認められる者
 - イ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加え

- る目的を持ってするなど不当に暴力団員等を利用していると認められる者
- エ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者
- オ 役員または経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
2. 契約者または記名登録者が前項第3号に該当する者であることが判明した場合、もしくは新たに前項第3号に該当することとなった場合には、当該契約者および記名登録者は、その資格を失うと同時に、退会したものとみなし、契約者および記名登録者としてのいかなる権利、特典を失うものとします。
3. 記名登録者につき、第1項第2号に該当する事由があることが判明した場合、その記名登録は効力を失い、当該記名登録者は、その資格を失うものとします。

第4条（契約者および記名登録者の権利・義務）

1. 記名登録者は、契約者が当法人に支払うべき第7条に定める会費、第14条に定める各種手数料等を支払い、その上で第15条1項に基づき定められる各種サービスの利用に応じその利用料を支払うことで各種サービスを利用できるものとします。
2. 契約者および記名登録者は、前項に定める権利を除き、本施設その他の本施設に付属する財産等に関し、所有権、賃借権を含む一切の権利を有しないことを確認します。
3. 契約者および記名登録者は、以下の各号に定める義務を負うものとします。
- ① 本約款等を遵守すること。
 - ② 本施設の健全な発展および他の契約者および記名登録者相互の親睦に貢献すること。
 - ③ 当法人もしくは他の契約者および記名登録者が、本施設および本建物の各施設で展開する活動に積極的に参加、協力すること。
4. 契約者は、記名登録者のほか、記名登録者が本施設に同伴した者、契約者または記名登録者が当法人に対し紹介した者（以下「同伴者等」といいます。）の行為に責任を持ち、当法人や他の契約者、記名登録者および同伴者等（以下「当法人等」といいます。）に対し損害を与えないよう監督義務を負うものとします。なお、当該記名登録者または同伴者等が、本施設での言動に関連して、当法人等に対し損害賠償債務等を負う場合、その他当法人等に対し損害を与えた場合には、契約者は、記名登録者および同伴者等の監督義務違反による責めを負うほか、その損害賠償債務を連帯保証し、その完全な履行ならびにその損害の賠償の責を負うものとします。
5. 本条各項の規定に関わらず、資格停止とされた契約者または記名登録者は、そのいかなる権利も行使できないものとします。

第5条（入会申込等）

1. 会員契約の締結を希望する者（以下「入会希望者」といいます。）は、本約款等の内容を確認し、その内容を全て承認したうえで、当法人所定の手続に基づき、第7条に定める契

約プランの選択と必要となる情報を当法人に提供した上で、入会を申し込むものとし
ます。

2. 入会希望者は、記名登録者の記名登録にあたり、入会希望者および記名登録者の全員が、本約款等を確認のうえ、本約款等の全条項を遵守することを誓約し、署名・押印した当法人所定の書面（以下「誓約書」といいます。）を当法人に提出するものとします。
3. 記名登録者の記名登録に関する当法人の承諾は、前項の誓約書が提出されていることを条件とします。
4. 当法人は、入会希望者の入会申込みを受け付けた後、当該入会希望者および当該入会希望者が設定する記名登録者との面談を行います。
5. 当法人は、入会申込および面談の結果等に基づき、入会希望者との会員契約の締結および記名登録者の記名登録の諾否について判断し、入会希望者に対し、その結果のみを通知するものとします。
6. 前項の通知により当法人から会員契約の締結について応諾された入会希望者およびその記名登録者は、本サロンへ来館し、本人確認用の顔認証システムへ登録する顔写真を撮影する義務を負うものとします。なお、当法人は当該写真を防犯上の目的のため、顔認証入場管理に利用するものとし、契約者および記名登録者はこれをあらかじめ承諾するものとします。

第6条（会員契約の効力発生時期）

1. 当法人と入会希望者との会員契約は、以下の時点で効力が発生するものとします（以下「会員契約成立日」といいます。）。
 - ① クレジットカードによる会費の支払いの場合、当法人所定の方法により、入会希望者が当法人所定の初回引き落とし期日までに有効なクレジットカード番号を登録し、当法人が、入会希望者が選択した契約プランに基づく会費および初回登録手数料の着金を確認した日の翌月1日。
 - ② 銀行振込による会費の支払いの場合、当法人所定の振込指定日の翌月1日。ただし、入会希望者が選択した契約プランに基づく会費および初期登録手数料を当法人所定の振込指定日までに銀行振込による方法で支払い、当法人がその全額の着金を確認したことを前提とする。
2. 会員契約成立日以後、入会希望者および記名登録者、それぞれの権利を享受し、義務を負うものとします。

第7条（契約プラン）

1. 契約プランは以下のとおりとします。
 - ① Syn-SALON 会員（会費月払いプラン）
プラン内容 : 記名登録者が6階 JAM-DESK エリアを除く本施設の利用が可能なプラン

会費／記名登録者 1 名	: 月額金 11,000 円 (消費税、地方消費税込)
支払方法	: クレジットカードによる支払い (前払い)
会費の請求	: 当法人は、毎月 20 日時点で、翌月分の会費を契約者の利用する当法人提携カード会社に対して請求するものとします。なお、クレジットカード代金の口座振替等、クレジットカードに関する事項は、当該クレジットカードに係る規約等によるものとします。
会費の発生時期	: 第 6 条に定める会員契約成立日の属する月
その他	: 月会費の初回支払時には、別表 3 記載の初期登録手数料を併せて支払うものとします。

② Syn-SALON 会員 (会費年払いプラン) ※法人契約者のみ対象

プラン内容	: Syn-SALON 会員 会費月払いプランに同じ
会費／記名登録者 1 名	: 年額金 132,000 円 (消費税、地方消費税込) ただし、初年度会費は別表 2 のとおり会員契約成立予定日の属する月を起算月とし、3 月までの月数に月会費をかけた金額
支払方法	: 銀行振込による支払い (前払い)
会費の発生時期	: 第 6 条に定める会員契約成立日の属する月
会費の請求	: 初年度年会費は、当法人の定めた振込指定日までに当法人の請求に基づき銀行振込による方法で支払うものとします。なお、2 年目以降の年会費は、毎年 3 月 20 日までに当法人の請求に基づき翌年分を銀行振込による方法で支払うものとします。ただし、別途当法人が支払日を指定する場合にはそれによるものとします。
その他	: 第 1 回目の年会費の支払いの際には、初年度年会費に加え別表 3 記載の初期登録手数料を支払うものとします。

③ JAM-DESK 会員

プラン内容	: 記名登録者が 6 階 JAM-DESK エリアを含む本施設の利用が可能なプラン (記名登録者 1 名につき専有ロッカー 1 区画含む)
会費／記名登録者 1 名	: 月額金 55,000 円 (消費税、地方消費税込)
支払方法	: クレジットカードによる支払い (前払い) または

	銀行振込による支払い（前払い）
会費の発生時期	: 第6条に定める会員契約成立日の属する月
会費の請求	: <クレジットカードによる支払> Syn-SALON 会員（会費月払いプラン）に同じ <銀行振込による支払い> Syn-SALON 会員（会費年払いプラン）に同じ
その他	: 初回支払時には、別表3記載の初期登録手数料を併せて支払うものとします。

2. 当法人は、合理的範囲内で、会費の額、その支払方法および支払日を決定、または変更できるものとし、契約者はこれを異議なく承諾するものとします。
3. 契約者は、会費の支払債務と、当法人が契約者に対して負担する債務とを相殺することはできないものとします。
4. 会費は、契約者の資格の停止期間中には発生しないものとします。

第8条（退会）

1. 契約者または法人グループ代表は、当法人が定める所定の方法に基づき毎月15日までに退会届を当法人に提出することにより、退会届提出日の翌月末日を退会日として、会員契約を解約の上、退会することができるものとします。
2. 契約者は、退会日の到来をもって、契約者としての一切の権利を失い、退会した契約者により記名登録された者も、その一切の権利を失うものとします。
3. 文書による注意または資格停止処分をもってしても会費・各種手数料等の滞納が改善されない場合、当法人は、除名処分により契約者を退会させることができるものとします。

第9条（会費の返還）

会費を年払いとする契約者が年度の途中で退会する場合、当法人は、以下の算式にて算出される額（ただし、算出額のうち1,000円未満の額は切り捨て）から会費の返還の際に必要な振込手数料等の金額を控除した額を残年度会費として、退会した契約者に返還します。なお、月会費の返還は行いません。

残年度会費＝

退会日の翌月を起算月とし、3月までの月数に月会費をかけた金額

第10条（契約者および記名登録者の登録事項の変更）

1. 契約者または記名登録者において当法人に届け出た事項（氏名、住所等を含みますがこれらに限りません。）について変更が生じた場合、契約者または法人グループ代表はすみやかに当法人所定の方法により変更の届け出を行うものとします。
2. 前項に基づく変更の届け出を怠ったことにより契約者および記名登録者に不利益な事由が発生した場合でも、当法人は何ら責任を負いません。

第 11 条（記名登録者の変更、追加、削除）

契約者および第 2 条に基づき当法人が一契約につき記名登録者を複数人まで登録することを承諾した契約者または法人グループ代表は、自身の会員契約に係る記名登録者の変更、一契約当たりの記名登録者数の上限の範囲での記名登録者の追加、または記名登録者の削除（以下、記名登録者の変更、追加、削除を「記名登録者の変更等」といいます。）を希望する場合、当法人所定の方法により記名登録者の変更等の届け出を行うものとし、記名登録者の変更または追加の場合には、変更または追加を希望する記名登録者について、第 5 条に定める記名登録手続と同様に当法人の承認を経ることで、記名登録者を変更または追加できるものとします。なお、この場合、当該契約者は、別表 3 に定める記名登録者変更手数料を、会費の支払いと同じ方法により支払うものとし、当法人は変更または追加された記名登録者の記名登録手続を行います。

第 12 条（会費の支払方法の変更）

契約者は、当法人が定める方法により会費支払方法変更届を提出し、その承認を受けることにより、当法人の指定した日より、会費の支払い方法を、当初選択したのから第 7 条により契約プランの種類に応じ定められた範囲内で変更することができるものとします。

第 13 条（契約プランの変更）

契約者が、会員契約において定めた契約プランの変更を希望する場合、当該契約者は一旦、既に契約済みの入会契約を第 8 条に従い退会の上、改めて変更後の契約プランに基づき会員契約を締結するものとします。

第 14 条（各種手数料等）

1. 契約者および記名登録者の登録または記名登録者の変更等の役務にかかる手数料（以下「各種手数料等」といいます。）は、別表 3 記載のとおりとします。契約者は、当法人に対する別表 3 記載の役務提供の依頼を撤回できないものとし、当法人は、一旦受領した各種手数料等を返還することはありません。
2. 当法人は、合理的範囲内において、別表 3 記載の各種手数料等の額、支払方法および支払日を変更できるものとし、契約者はこれをあらかじめ承諾するものとします。

第 15 条（各種サービスの利用）

1. 当法人が契約者、記名登録者のほか同伴者等に提供する各種サービスの内容、利用料およびその支払方法等は、本約款の細則に定めるものとします。
2. 当法人は、その裁量をもって各種サービスの内容および利用料を改廃できるものとします。ただし、その改廃については、本施設内に相当期間掲示する等の方法により、契約者および記名登録者に周知するものとします。

3. 契約者は、当法人に対する各種サービス提供の依頼を撤回できないものとし、当法人が、一旦受領した各種サービスの利用料を返還することはありません。

第 16 条（登記・住所利用について）

1. 本施設において登記・住所利用できる権限を有する JAM-DESK 会員の契約プランを選択した契約者（以下「JAM-DESK 契約者」といいます。）を除いては、商業登記あるいは自らのオフィスの住所として名刺や Web サイト等（以下「商業登記等」といいます。）に掲示できません。
2. JAM-DESK 契約者は本施設の用意する郵便ポストを利用することができます。なお、JAM-DESK 契約者は、当法人が收受した郵便物について犯罪による収益である疑いまたはそれらの事実の仮装・秘匿行為の対象物となっている疑いがある場合、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」および経済産業省の「郵便物受取サービス業者における疑わしい取引の参考事例（ガイドライン）」に基づき、当法人が当該契約者への事前連絡なしに、行政庁等に速やかに届け出を行うことをあらかじめ同意します。
3. 宛先が分からない郵便物を本施設が收受した場合、当法人または関係行政庁等の判断によっては、無断で郵便物等の開封を行うことを JAM-DESK 契約者はあらかじめ同意し、当法人または関係行政庁等による開封が行われた場合に一切異議を申し立てないこととします。
4. 契約終了日以降は、本施設および当法人は郵便物の預かりや転送等の対応は一切行わず、宛先不明の郵便物として処理されることを JAM-DESK 契約者はあらかじめ同意します。
5. JAM-DESK 契約者は、商業登記等に本施設の住所を利用していた場合、契約終了後速やかに商業登記等の住所を変更するものとします。

第 17 条（JAM-DESK 契約者に対するセキュリティーカードの発行）

1. 当法人は、JAM-DESK 契約者の会員契約の成立後速やかに、記名登録者 1 名につきセキュリティーカード 1 枚を、当該契約者に貸与します。
2. JAM-DESK 契約者は、自身が記名登録した者に対し、セキュリティーカードを交付する以外に、第三者にセキュリティーカードを交付・貸与等することはできないものとします。
3. 記名登録者以外の第三者がセキュリティーカードをもって本施設を利用した場合、当該セキュリティーカードが本条第 7 項所定の届け出がなされた後に利用されたものでない限り、本施設の利用料等の支払いを含むすべての責任および債務は、当該セキュリティーカードの貸与を受けた契約者のほか、記名登録者も当該契約者と連帯して負うものとします。
4. JAM-DESK 契約者は、第 19 条の契約者の資格を喪失した場合および記名登録者でなくなった場合は、当法人に対しセキュリティーカードを返却します。なお、契約者は、自身が記名登録した者に交付されたセキュリティーカードを、自身の責任により当法人に返却するものとします。

5. セキュリティーカードは譲渡、転売、貸与、担保の用に供してはならないものとします。
6. JAM-DESK 契約者が個人である場合、セキュリティーカードの貸与は JAM-DESK 契約者に専属的なものとして、相続の対象とはならないものとします。
7. JAM-DESK 契約者または記名登録者が、セキュリティーカードを紛失もしくは盗難された場合には、直ちに当法人に届け出るとともに、所定のセキュリティーカード再発行手続を行うものとします。なお、この場合当該セキュリティーカードの貸与を受けていた当該契約者は別表 3 に定めるセキュリティーカード再発行手数料を、別表 3 に定める方法により支払うものとします。
8. セキュリティーカードを紛失もしくは盗難に伴い当法人等に損害を与えた場合は、JAM-DESK 契約者は損害の賠償の責を負うものとします。
9. JAM-DESK 契約者および記名登録者は、セキュリティーカードの再発行後、紛失もしくは盗難されたセキュリティーカードを発見した場合、速やかに当該セキュリティーカードを当法人に提出するものとします。

第 18 条（契約者および記名登録者資格の譲渡および承継）

1. 契約者および記名登録者たる地位およびこれに基づく権利は第 11 条に定める記名登録者の変更の場合を除き、譲渡、転売、貸与、担保の用に供してはならないものとします。
2. 契約者が個人である場合で契約者が死亡したときは、その死亡と同時に当然に契約者の資格は喪失し、退会したものとみなし、契約者の地位は相続の対象にはなりません。

第 19 条（契約者および記名登録者資格の喪失）

契約者および記名登録者は次の各号の事由に該当する場合に契約者および記名登録者の資格を喪失します。

- ① 退会したとき
- ② 除名されたとき
- ③ 死亡したとき
- ④ 本施設が閉業したとき

第 20 条（禁止事項）

契約者および記名登録者は、以下の各号に定める行為をしてはならないものとします。

- ① 本建物の設備・器具・備品その他本建物が管理する物品の損壊や持ち出し
- ② 本建物内に引火、発火、爆発、振動、臭気、騒音のおそれのある物品、商品等を持ち込むこと
- ③ 本施設外の部分（共用部分を含みますが、これらに限りません。）に物品、什器等を置くこと
- ④ 本建物内において、政治活動、宗教活動、デモ行為、圧力行為を自らまたは団体を組織して行うこと

- ⑤ 反社会的勢力を本建物および本施設内に出入りさせること
- ⑥ 本施設に自ら宿泊もしくは居住し、または第三者を宿泊もしくは居住させること
- ⑦ 当法人等、近隣住民等に迷惑となる行為、衛生上有害な行為、または本建物内に損害を及ぼすおそれのある行為
- ⑧ 事前に当法人の書面による承諾を得ずに、本施設の内部、周囲、屋上等に看板、掲示板、貼り紙等を設置または貼付すること
- ⑨ 本施設内に動物（犬、猫等）を持ち込むこと、および飼育すること
- ⑩ 本施設の住所および名称を用い、商業登記等の登記手続を行うこと（JAM-DESK 契約者を除きます。）
- ⑪ 本施設の住所および名称を用い、個人契約者または法人契約者の業務の本拠として名刺を含むすべての印刷物またはホームページ等の電子媒体へ掲載すること（JAM-DESK 契約者を除きます。）
- ⑫ 当法人等や本施設の従業員、本施設、当法人を誹謗、中傷すること
- ⑬ 当法人等の許可なく本施設において物品の売買、営業行為や勧誘をすること
- ⑭ 当法人等や本施設の従業員に対する暴力行為、脅迫行為等
- ⑮ 痴漢、覗き、露出等の公序良俗に反する行為
- ⑯ 当法人等や本施設の従業員に対する待ち伏せ、尾行、執拗な話しかけ等のストーカー行為
- ⑰ 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で本施設の従業員を拘束する等、本施設の従業員の業務を妨げる行為
- ⑱ 当法人等の秘密情報（本施設外において公開されていない情報をいうものとします。）を無断で利用し、または第三者に開示、漏洩する行為
- ⑲ その他当法人が不適切と判断する行為

第 21 条（除名等）

1. 契約者または記名登録者が次の各号のいずれかの事由に該当した場合、当法人は、文書（メール）による注意、契約者または記名登録者の資格停止処分、除名処分等の必要な処分をなすことができるものとします。また、除名処分を受けた契約者または記名登録者は、その後本施設の運営する全ての施設に立ち入ることができないものとします。
 - ① 本約款等、関連諸規則に違反したとき
 - ② 本施設の名誉、信用を毀損し、または本施設の秩序を乱したとき
 - ③ 会費、各種サービスの利用料および各種手数料等など、本施設の利用にあたり発生する全ての費用の支払いを怠ったとき
 - ④ 破産、会社更生、特別清算、民事再生手続その他これらに類する手続の申立てを受け、またはこれらの申立てをしたとき
 - ⑤ 仮差押え、仮処分、強制執行、競売の申立てを受け、または公租公課の滞納処分を受けたとき

- ⑥ 支払いを停止し、または手形、小切手の不渡報告があったとき
 - ⑦ 本施設または第三者の知的財産権その他の権利を侵害する等違法行為を行ったとき
 - ⑧ 会員契約に際して当法人に虚偽の申告をしたとき
 - ⑨ 反社会的勢力であることが判明したとき
 - ⑩ 当法人等に対する迷惑行為、本施設の運営に支障を与えるような行為をしたとき
 - ⑪ 第 20 条に定める禁止事項に該当する行為を行ったとき
 - ⑫ 当法人が注意を行ったにもかかわらず、かかる事由が解消しなかったとき
 - ⑬ その他、当法人が契約者および記名登録者としてふさわしくないと判断したとき
2. 当法人は、届けられた住所宛てに契約者または記名登録者の除名処分にかかる通知を送付し、その発送日をもって除名処分とします。
 3. 除名された契約者または記名登録者は、除名と同時にその資格を喪失し、いかなる権利、特典も失うものとします。なお、契約者が除名処分を受けた場合は、記名登録者も当然にその資格を失うものとします。

第 22 条（賃借人等における個別規定）

1. 当法人との間で本建物に関して定期建物賃貸借契約を締結した者（以下「賃借人等」といいます。）は、必ず、本約款に従い当法人との間で会員契約を締結のうえ、本サロンに入室するものとします。
2. 第 8 条にかかわらず、賃借人等は、除名処分を受けた場合を除き、定期建物賃貸借契約の期間中は退会できないものとします。
3. 賃借人等は、第 5 条第 4 項に定める当法人との面談の後、当法人の定める振込指定日までに、振込指定日の属する月の翌月分の月会費と別表 3 記載の初期登録手数料を、当法人の指定する銀行口座への振込の方法により支払うものとし、会員契約は、当法人がかかる賃借人等による振込入金を確認したときに確定的に成立し、かつ効力が発生するものとします。
4. 第 7 条に関わらず、賃借人等の 1 契約目の契約プランは、記名登録者が 6 階 JAM-DESK エリアを除く本施設の利用が可能なプランとし、その会費および記名登録者の数は下表のとおりとします。なお、下表記載の記名登録者を超える記名登録者を設定したい場合には、1 名あたり月額金 11,000 円（消費税・地方消費税込）で追加できるものとします。

	賃貸区画	記名登録者	月会費 (消費税・地方消費税別)
①	JAM-STUDIO	賃貸借面積 1.9 坪につき 1 名	賃貸借面積 1 坪につき 855 円/坪
②	JAM-OFFICE オフィス系テナント	賃貸借面積 10 m ² につき 1 名	賃貸借面積 1 坪につき 210 円/坪
③	飲食・物販・ショールー	1 区画につき 2 名	1 区画につき

	ム系テナント		10,000 円
--	--------	--	----------

5. 契約者が会員契約成立以降、賃借人等に該当することとなった場合、当該契約者および記名登録者には本条の定めが、既に締結された会員契約の内容に優先して適用されるものとし、当該契約者および法人グループ代表は当法人所定の各種変更手続を行うものとし、

第 23 条（特典、キャンペーン等）

当法人は、その裁量により、会費、各種手数料等、各種サービス利用料、記名登録者数、各種支払条件等について特典の設定、ないしキャンペーン等の実施ができるものとし、当該契約者および記名登録者はこれを異議なく承諾するものとします。

第 24 条（営業時間等）

1. 本施設の休館日は、別途当法人の定める日とします。
2. 前項のほか、以下の各号に該当する場合は、本施設の全部または一部を休館、閉鎖できるものとします。
 - ① 機器等の不調・破損・メンテナンス等により使用できない場合
 - ② 法定の定期点検等を行う場合
 - ③ 気象状況や災害により、安全に営業を行うことができないと当法人が判断した場合
 - ④ 行政指導、法令の定め等の事由により、営業を行うことができないと当法人が判断した場合
 - ⑤ 館内の改装、設備の改造または修理、その他の工事により営業を行うことができないと当法人が判断した場合
 - ⑥ 館内でイベント等を行うことにより本施設が営業を行うことができないと判断した場合
 - ⑦ その他、当法人が必要と判断した場合
3. 本条により、本施設を休館または一時閉鎖する場合、当法人は、適当と認める方法により、事前に、これを契約者および記名登録者に通知します。ただし、緊急を要する場合等、やむを得ない場合にはこの限りではないものとします。
4. 休館、閉鎖により契約者および記名登録者が本施設をご利用できない場合であっても、会費を返還することはありません。

第 25 条（廃止等）

1. 当法人は、その裁量により、本施設の全部または一部を廃止することができるものとします。なお、本施設の全部が廃止された場合には、契約者および記名登録者はその資格を失うものとします。
2. 当法人は、その裁量により、本施設の全部または一部の内容を変更できるものとします。

第 26 条（振込手数料）

会費、各種手数料等、各種サービスの利用料その他一切の金員の支払いに際して発生する振込手数料の負担は特段の定めのない限り、支払義務を負う契約者が負担するものとします。

第 27 条（本約款等の変更）

当法人は、本約款等の内容を合理的範囲内において変更できるものとし、当該本約款等変更後においては、本施設における当法人と契約者および記名登録者との関係は、変更後の本約款等の内容によって規律されるものとします。なお、当法人は、本約款等を変更する際には、当該変更の効力が発生する相当程度以前から、変更内容を本施設内に掲示する等の方法により、契約者および記名登録者に十分周知するものとします。

第 28 条（合意管轄）

契約者および当法人は、会員契約に関するすべての紛争について、大阪地方裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに合意します。

—以下余白—

<別表>

別表1 本建物の表示

所在地：大阪市北区大深町6番38号

対象部分：グラングリーン大阪 北館 JAM BASE 1階～9階

別表2 初年度会費の表示（消費税、地方消費税込）

起算月	Syn-SALON 法人会員の年会費
4月	金 132,000 円
5月	金 121,000 円
6月	金 110,000 円
7月	金 99,000 円
8月	金 88,000 円
9月	金 77,000 円
10月	金 66,000 円
11月	金 55,000 円
12月	金 44,000 円
1月	金 33,000 円
2月	金 22,000 円
3月	金 11,000 円

別表3 各種手数料等の表示（消費税、地方消費税込）

役務の内容	手数料の金額	支払方法
初期登録	1回の契約手続きにつき 月会費相当分 Syn-SALON 会員：金 11,000 円 JAM-DESK 会員：金 55,000 円	第7条および第22条に基づく方法による
記名登録者変更	1回の手続きにつき 金 5,500 円	第7条および第22条に基づく方法による
セキュリティーカード 再発行手数料 (JAM-DESK 契約者のみ)	1枚あたり 金 5,500 円	第7条および第22条に基づく方法による

以上

2024年7月 発効